


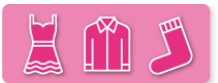


家庭用品品質表示法に係る告示が改正されます

家庭用品品質表示法（家表法）に係る告示、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程、繊維製品品質表示規程が、平成 29 年 4 月 1 日（予定）に改正されます。

主な改正点

区分	改正点概要
合成樹脂加工品品質表示規程 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「熱可塑性エラストマー」の用語を新たに指定 ■ 「飽和ポリエステル」の 1 種である PET (ポリエチレンテレフタレート) が指定用語に ■ 「耐熱温度」の試験開始温度を 50℃からを原則とし、過去の知見等から耐熱温度が高いことが明らかな場合、50℃より高い温度から開始してよいこととする など
電気機械器具品質表示規程 	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビジョン受信機（テレビ）の「年間消費電力量」の除外規定が廃止 全て表示対象に ■ 電気毛布の繊維部分組成表示は、繊維製品品質表示規程の変更事項に注意!! など
雑貨工業品品質表示規程 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ステンレス製卓上用魔法瓶が表示対象に ■ 合成ゴム製器具を新たに表示対象に追加 ■ 強化ガラス製器具に「耐熱ガラスではない」旨の表示を追加 ■ ショッピングカート、たんす、机及びテーブル、椅子、腰掛け及び座椅子、スプリングマットレス、ウレタンフォームマットレスの寸法とスプリングマットレスの詰め物材料について、表示順が任意に ■ ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス、机及びテーブル、たんす、椅子、腰掛け及び座椅子の寸法表示単位は mm から cm も使用可能に ■ 家具の取扱い上の注意は本体の特定部分に容易に離れない方法で表示することとされているが、消費者が見やすい場所に表示できるよう、表示可能な場所を拡大し、また、明らかに該当しない注意 事項は省略可能に ■ 革及び合成皮革製の手袋、衣料の材料の種類について、人工皮革（合成皮革のうちより天然皮革に似せて作られたもの）を合成 皮革と区別して表示することとしてきたが、靴、机及びテーブル、椅子、座椅子及び腰掛けと同様に、人工皮革であっても「合成皮革」と表示可能に ■ ウレタンフォームマットレスの試験方法見直し ■ 魔法瓶の保温効力の表示の変更 ■ 家具の材質表示として「MDF」が使用可能に など
繊維製品品質表示規程 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定用語 <ul style="list-style-type: none"> ・「指定外繊維」を廃止し分類名等で表示 ・指定用語の追加 - 麻にリネン、ラミー、亜麻、苧麻を追加 ・「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を()書きで付記が可能に ・プロミックス、ポリクラールの用語を削除 ・コンジュゲート繊維を複合繊維と表示し()内に 3 種類まで指定用語又は商標を付記 ■ 毛布毛布の「毛羽を構成する繊維のみの表示で可」の特例廃止 ■ 帽子、マフラー、スカーフ、ショールが表示対象に ■ スポンの裏生地が表示対象に など

【ご注意】 上記改正点は、改正案に基づいた情報であり、改正告示では変更される可能性もございます。

お問い合わせはこちらまで ☎

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 製品安全部 TEL:03(3829)2509

<http://www.mgsl.or.jp/Default.aspx>

E-Mail : seino-tokyo@mgsl.or.jp

